

# 令和7年度 国民健康保険税の改定について

1 令和7年度の国保税改定の主な理由 県が目指す保険料（税）算定方式の統一に向け、資産割を段階的に引下げ令和9年度までに廃止する

## 2 令和7年度 国民健康保険特別会計予算案【概要】と現在の国保税率



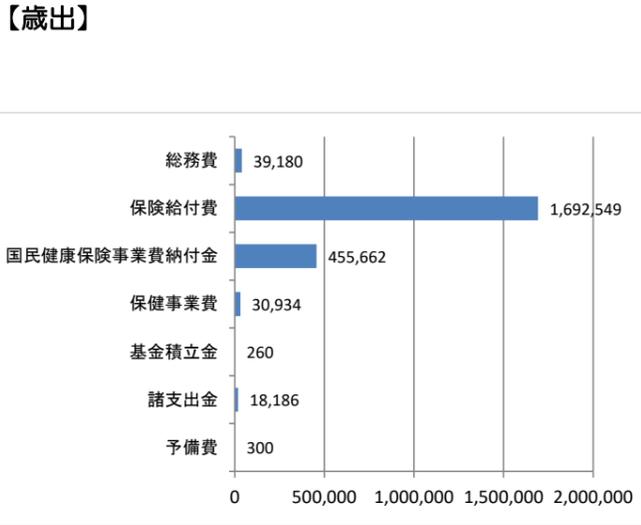
内 容	予算額(千円)	構成比率(%)
国保税(現年度)	333,944	14.93
国保税(過年度)	2,694	0.12
使用料及び手数料	150	0.01
国庫支出金	1	0.00
県支出金	1,708,459	76.37
財産収入	260	0.01
一般会計繰入金	175,673	7.85
基金繰入金	0	0.00
繰越金	1,000	0.04
諸収入	14,890	0.67
合 計	2,237,071	100.00

改定に当たり、国保税の収入見込は最低限 **333,944千円** 確保したい。  
現在の飯山市の国保税率は下記のとおり

令和6年度現在の税率

区分	医療保険分	後期支援分	介護分	計
所得割率	6.90%	3.45%	2.60%	12.95%
資産割率	3.00%	1.50%	1.00%	<b>5.50%</b>
均等割額	20,000円	9,800円	7,500円	37,300円
平等割額	20,100円	9,700円	7,000円	36,800円

この5.5%を段階的に引下げ



内 容	予算額(千円)	構成比率(%)
総務費	39,180	1.75
保険給付費	1,692,549	75.66
国民健康保険事業費納付金	455,662	20.37
保健事業費	30,934	1.38
基金積立金	260	0.01
諸支出金	18,186	0.81
予備費	300	0.01
合 計	2,237,071	100.00

参考 飯山市における資産割率の推移 単位：%

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
資産割率	40.3	36.25	32.2	27.6	13.8	11	5.5
前年比	0	-4.05	-4.05	-4.6	-13.8	-2.8	-5.5

～用語について～

医療保険分	国民健康保険制度の運営に充てられるもの
後期支援分	後期高齢者制度を現役世代で支えるためのもの
介護分	介護保険制度の運営に充てられるもの(介護運営制度の2号被保険者(40歳～64歳)の方が対象)

それぞれの区分ごと下記のとおり計算し合算

区分	計算方法
応能	所得割 (前年中の総所得額-430,000円)×税率 ※加入者ごと
	資産割 本年度の固定資産税(都市計画税を除く)×税率 ※加入者ごと
応益	均等割 加入者の人数×税額
	平等割 1世帯当たりの税額(加入者数に関わらず定額)

※保険給付費 市は保険給付に係る費用を国保連合会に支払い、県より同額の県支出金が市に給付されます。  
 ※国民健康保険事業費納付金 市から県に納付する納付金です。県が毎年度翌年の金額を算定します。